

史料紹介 日本所在の朝鮮「屠漢戸籍」について

山内 民博

はじめに

- 一 寶城郡屠漢戸籍大帳の概要
 - 二 春川郡屠漢戸口成冊の概要
 - 三 屠漢戸籍の性格
- おわりに

はじめに

十九世紀から二十世紀初頭にかけての各種朝鮮戸籍が、日本の複数の大学・図書館などに三百冊以上所蔵されているが、⁽¹⁾ そのなかに「屠漢戸籍」と称すべき戸籍二冊がある。⁽²⁾ 『全羅南道寶城郡屠漢戸籍大帳』(以下、寶城郡屠漢戸籍大帳) 一冊と、『光武七年三月日江原道春川郡癸卯度屠漢戸口成冊』(以下、春川郡屠漢戸口成冊) 一冊である。寶城郡屠漢戸籍大帳は光武四年(一九〇〇年)、春川郡屠漢戸口成冊は光武七年(一九〇三年)のもので、いずれもいわゆる新式戸籍が作成されていた時期にあたる。小論では、この二冊を紹介し、屠漢戸籍の史料としての性格について若干言及してみたい。

屠漢とは屠牛を生業とする人々の称で、その生業の系譜をたどると、高麗時代に屠牛と柳器製造に従事した禾尺才人に

さかのぼる。禾尺才人は、定住せず流移した集団で、ときに韃靼禾尺と異種族視されることもあったが、朝鮮時代に入り十五世紀には、国家により白丁（新白丁）と改称され、定住化が図られた。⁽³⁾十六世紀以降、屠牛・皮革製造・柳器製造を生業とした人々は、白丁という呼称とともに、皮匠・柳器匠といった工匠名で呼ばれるようになり、十九世紀には屠牛従事者に対し屠漢（屠汗）という名称がしばしば用いられた。⁽⁴⁾朝鮮時代における屠漢の身分的・社会的位置や生業の実態はほとんど解明されていないが、かれらが賤視・差別を受けていたことは断片的に知られており、また牛皮は十八世紀末葉以降、日本に輸出された商品でもあった。⁽⁶⁾かれらへの賤視・差別は近代に入っても続き、植民地期には衡平運動と呼ばれる解放運動が展開されたことは周知のところであろう。⁽⁷⁾

ところで、十九世紀末から二十世紀初という、この二冊の屠漢戸籍が作成された時期は朝鮮の国家・社会の大きな変動期であり、戸籍制度においても新式戸籍と称される新たな様式の戸籍が作成されていた。屠漢戸籍は、屠漢戸口に関する貴重な史料であるとともに、この時点で国家が屠漢をどのように把握していたのかを考える上でも重要な意義をもつものと予想される。当該時期の屠漢・白丁については、金静美氏の先駆的研究をはじめ若干の研究があるが、屠漢戸籍については十分に検討されることがない。その存在すらあまり知られていない日本所在の屠漢戸籍を紹介する所以である。⁽⁸⁾

一 寶城郡屠漢戸籍大帳の概要

寶城郡屠漢戸籍大帳は、学習院大学図書館に所蔵されている朝鮮戸籍中の一冊である。⁽⁹⁾全三丁にすぎない薄い書冊であるが、各丁左右には戸籍表が一件ずつ印刷・填書され、それを二つ折りにして表紙をつけて五針で綴じている。縦三五・六×横二四・三cm。表紙左に「全羅南道寶城郡屠漢戸籍大帳」と墨書され、表紙右上に「庚子」とある。戸籍表は計六件

六戸分で、戸籍表左の年月等の欄にはすべて「光武四年二月日 郡守閔泳匠（印）」とあるので、光武四年度（一九〇〇年）の戸籍と判断される。郡守名の下の印は「寶城郡守之章」と読め、また各戸籍表中央及び表紙外題には寶城郡の官印が押されている。加えて表紙外題には、判読しづらいがおそらくは全羅南道の官印も押され、冊内にも冒頭と末尾に全羅南道の官印がある。

六件の戸籍表はいずれも戸口調査細則の「戸籍式様」に準じた様式である。上部に「全羅南道 寶城郡」とあり、以下、面・洞・統・戸、戸籍表番号、戸主の姓名・年齢・本貫・職業・前居地・四祖名、同居親属、寄口男女口数、雇傭男女口数、現存人口数、家宅間数（已有・借有、瓦・草別）、年月郡守名などの欄が印刷され、そのうちいくつかの欄に当該事項が填書されている。また版心には「第 號」と丁番号欄があるが、記入例はない。

朝鮮の戸籍制度は、建陽元年（一八九六年）⁽¹⁰⁾ 制定の戸口調査規則⁽¹¹⁾ 及び戸口調査細則によって大きく変容し、それにもとづいた戸籍が、隆熙三年（一九〇九年）の民籍施行まで作成された。この時期の戸籍は、旧来の戸籍（旧式戸籍）に対し新式戸籍、あるいは主として作成された時期の年号をとって光武戸籍と呼ばれる。⁽¹²⁾ 三年に一度作成された旧式戸籍とは異なり、新式戸籍は毎年作成されていた。様式及び作成時期からみて、寶城郡屠漢戸籍大帳はまさしく新式戸籍に属するものである。なお、寶城郡の新式戸籍は今のところこの一冊しか現存を確認されていない。

戸口調査細則によれば、戸主は左右に同じ様式の戸籍表が印刷された用紙を用い、左右の戸籍表に同内容の事項を記入し、該管官庁（居住している府・牧・郡など、以下各郡）に提出する。各郡では割印を押してそれを切り離し、一件は郡衙に保存し、一件は戸主に頒給する。各郡は提出された戸籍を謄書成冊した一本を各道觀察府に提出し、觀察府ではそれを保存するとともに、さらに一本を謄書して内部に提出することになっていた。またこのほかに、十戸を一統にまとめ、統ごとに統首・各戸主姓名・男女人口・家宅間数などを記入した統表が作成・成冊され、これも各郡に一本を置き、謄本

が觀察府・内部にそれぞれ送られる規定であつた。したがつて各郡各年度の新式戸籍は、戸籍及び統表それぞれに、郡衙に保存された一本と、觀察府と内部に提出された謄本各一本があつたことになる。戸口調査規則及び同細則には屠漢戸籍に関する規定は何もないが、後論するように、この点は屠漢戸籍の場合も同様であつたとみてよい。

寶城郡屠漢戸籍大帳は、各戸籍表が同じ手で書かれていると判断できること、また、寶城郡守印・寶城郡官印に加え全羅南道の官印があることからみて、寶城郡において謄書成冊され全羅南道觀察府に提出された光武四年度の戸籍中の一冊であつたと考えられる。ところで、戸口調査細則では各郡からは一本を觀察府に送り、觀察府において内部に提出する戸籍を謄書する規定であつたが、実際には各郡で内部提出分を含め二部を謄書し、觀察府に送ることがあつた。⁽¹³⁾よつて、この寶城郡屠漢戸籍大帳が全羅南道觀察府に保管されていたものなのか、觀察府を経て内部に送られたものなのかは、史料自体からは判断できない。

収録戸籍表六件六戸の内容を概観するなら、寶城郡龍門面A洞が四戸、同郡大谷面B洞が一戸、同郡玉巖面C洞が一戸と、三面三洞にわたっている。戸主の姓名・年齢・本貫・四祖欄はみな記入されているが、職業欄はすべて空欄である。戸籍表番号及び「第幾統第幾戸」の形式で記載欄のある統番号・戸番号も記入されていない。とはいえ、外題の「屠漢戸籍大帳」からみて記載された各戸主が屠漢として把握されていたことは疑えず、寶城郡内の屠漢戸主を選んで謄書成冊したため、職業はあえて記入しなかつたのであろう。前居地欄はいずれも「久居」と記され、前年度から移動していなかったことになる。

同居親属としては、妻・子・女・婦がみえ、妻と婦は「某姓」の形式で記載されている。年齢はみな書かれていない。寄口・雇傭欄はすべて空欄で、戸主もあわせた口数は六戸合計して二十五口（男十五口、女十口）。戸あたり口数は三〜五口の分布である。家宅はすべて己有の草家で、三〜五間の広さとなつている。

戸主間の関係をみると、龍門面A洞の三人と玉巖面C洞の一人は姓と本貫が同じな上、全員祖父名が一致し、このうちA洞の二人は父名が同じ兄弟である。ほかの二人の戸主はそれぞれ姓も異なり、親族関係はみいだせない。

二 春川郡屠漢戸口成冊の概要

春川郡屠漢戸口成冊は、京都大学総合博物館に韓国戸籍成冊と題して所蔵されている新式戸籍中の一冊である。こちらもわずかに全二丁で、各丁を二つ折りにして表紙をつけ五針で綴じている。表紙中央に「光武七年三月日江原道春川郡癸卯度屠漢戸口成冊」と墨書され、その上に重ねて春川郡の官印が押されている。縦二六・三×横一七・〇cmで、表紙左上隅が破損している。表紙左には「韓國戸籍成冊第五十七」と書かれた付箋が貼付されているが、これは京都大学受入後につけられたものである。

記載様式は、寶城郡屠漢戸籍大帳とは大きく異なる。通例の戸籍表ではなく、朱色で匡郭界線を印刷した用紙を用いている。四周単辺、半丁八行、単花口魚尾で、版心上部には「春川郡」、下部に「度」と印刷されている。第一丁冒頭に「光武七年三月日江原道春川郡屠漢成冊」と手書され、以下、第一丁には面里別に三面三里三戸の戸口が墨書されている。第二丁表には「江原道春川郡守」と書かれ春川郡守印が押されているが、郡守名はない。第二丁裏には何も記されていない。冊内二箇所春川郡の官印がある。

各戸の記載内容は、面里名に続き、改行して（戸主の）姓名・年齢・本貫・四祖名、妻の氏・年齢、率子名・年齢、現存男女口数、家宅間数（草家幾間）が書かれている。現存男女口数と家宅間数が記されている点など、前述戸籍表の記載項目とおおよそは対応するが、職業・統戸番号・前居地・寄口男女口数・雇傭男女口数は書かれていない。職業は不記入

であるが、寶城郡屠漢戸籍大帳と同じく、外題・内題からみて各戸主が屠漢として把握されていたと考えて問題なからう。また、各戸の記載は同一人の手によるものと思われる。

以上からみて、この春川郡屠漢戸口成冊は、春川郡で作成された光武七年度（一九〇三年）の春川郡屠漢戸の戸籍と判断される。江原道の官印がない点のみをもって、江原道觀察府に提出されたものでないかとみなしうるかは疑問で、元来の所蔵機関は未詳とせざるをえない。

ところで、現存する春川郡の戸籍には同じく京都大学総合博物館に「光武七年三月日江原道春川郡癸卯度僧籍成冊」一冊がある。⁽¹⁴⁾春川郡屠漢戸口成冊と同じ年度であるだけでなく、用紙も朱色の匡郭界線が印刷され、版心に「春川郡」とあるまったく同じものを使っている。僧籍の場合、春川郡に限らず印刷された戸籍表を用いないのが通例で、一般の新式戸籍とは異なる。春川郡では、屠漢戸籍も僧籍の様式にならない作成したということであろう。なお、「光武七年三月日江原道春川郡癸卯度僧籍成冊」も郡印からみて春川郡で作成されたものと思われるが、元来の所蔵機関はやはり不明である。おそらくは、春川郡屠漢戸口成冊とともに保管されていたものが伝来したのであろう。

記載戸口は、郡内面D里一戸、北中面E里一戸、北内面F里一戸の三戸で、口数合計は十（男七、女三）、一戸あたり二〜五口の分布である。⁽¹⁵⁾家宅はすべて草家で三〜八間、己有・借有の別は記載されていない。妻はみな「某氏齡幾」の形式で書かれている。三人の戸主のうち、二人は父が同じ兄弟で、もう一人は姓本貫ともに異なっている。

三 屠漢戸籍の性格

以上、寶城郡屠漢戸籍大帳と春川郡屠漢戸口成冊について簡単に紹介したが、こうした屠漢戸籍が当時の戸籍制度の中

でどう位置づけられるのか、若干検討してみよう。

まず、この屠漢戸籍二冊が孤立した例なのか、同様の戸籍がほかの地域でも広く作成されていたのかという問題がある。現存している屠漢戸籍には、寶城と春川の二冊のほかに、ソウル大学校奎章閣に所蔵されている慶尚南道蔚山郡のものがある。光武二年・四年・五年各年度の屠漢戸籍各一冊と、同年度の屠漢戸の統表が一冊ずつ、加えて光武八年の屠漢戸の統表一冊が残っている。⁽¹⁶⁾

また、内部と地方官衙間の戸籍に関する訓令・報告の謄録である『外各府郡公牒摘要』⁽¹⁷⁾には、少なからぬ府郡で一般の戸籍・統表とともに屠漢戸籍及び僧籍を作成・提出していたことを示す記事が散見される。次は、その一例である。

三和	籍統表七冊	僧屠籍一冊	平壤	籍統表十八冊	僧屠籍二冊
中和	籍統表十一冊	僧屠籍二冊	龍岡	籍統表九冊	僧屠籍二冊
順川	籍統表六冊		祥原	籍統表四冊	僧屠籍二冊
慈山	籍統表七冊	僧屠籍一冊	肅川	籍統表十冊	僧屠籍二冊
价川	籍統表二十冊	僧屠籍一冊	寧遠	籍統表四冊	僧屠籍一冊
殷山	籍統表五冊	僧屠籍一冊	江東	籍統表九冊	屠籍一冊
順安	籍統表八冊	僧屠籍二冊			

光武二年五月十六日に平安南道から管下一府二十二郡の戸籍が内部に提出され、翌十七日、内部は二十三府郡のうち十三府郡について、前年に比べ戸口の減少が著しく脱戸漏口がはなはだしいとして、戸籍を差し戻し、再調査・再提出を命じた。⁽¹⁸⁾ 右に引いたのは、その差し戻されることになった十三府郡名を戸籍冊数とともに列挙した訓令末尾の部分である。冒頭の「三和 籍統表七冊 僧屠籍一冊」は、三和郡の戸籍と統表あわせて七冊、僧屠籍一冊が差し戻されたことを示す。

僧屠籍一冊とあるのは、僧と屠漢を一冊に合録したものであろう。十三府郡中十二府郡に屠籍¹⁹屠漢戸籍が、十一府郡に僧籍がみえる。

平安北道でも、同じ光武二年に二十一郡中六郡の戸籍が内部から差し戻されたが、江界・亀城・嘉山・郭山・雲山・泰川の六郡すべてに屠籍が含まれている。⁽¹⁹⁾このほか同年咸鏡南道から内部に提出された戸籍にも屠漢戸籍・僧籍が含まれていた。⁽²⁰⁾一方、咸鏡北道から同年に提出された戸籍一六二冊中には、僧籍はあるが屠漢戸籍はなかった。⁽²¹⁾現存する『外各府郡公牒摘要』はおもに平安北道と咸鏡南道の四道分の記事を収録したものであるため他道についてはわからないが、現存する屠漢戸籍が道でいえば全羅南道・江原道・慶尚南道にわたることもあわせて考えれば、屠漢戸籍は相当に多くの地域で作成されていたことが予想される。

前述のとおり、戸口調査規則・同細則には屠漢戸籍に関する規定はない。しかし、これだけ広範囲に屠漢戸籍が作成され、少なくとも平安北道・咸鏡南道の場合、内部に提出されていたことから判断すると、屠漢戸籍の作成は、何らかの中央からの指示により、全国的におこなわれていたとみるべきであろう。これは、同じく戸口調査規則・同細則に規定のない僧籍についても同様であったと思われる、一般の戸籍・統表にあわせ、屠漢戸籍・僧籍を作成提出することが、新式戸籍時期の通例であったと推定される。⁽²²⁾

その提出手続きは一般の戸籍とおおよそ同じであったと思われる。蔚山郡の屠漢戸籍・統表の表紙にはいずれも「郡存」と書かれていて、蔚山郡に保管されていたことを示す。⁽²³⁾前述のとおり、寶城郡屠漢戸籍大帳には全羅南道の官印があり、また『外各府郡公牒摘要』の記事からみて、屠漢戸籍はほかの戸籍とともに内部まで提出されていた。すなわち、通常の戸籍・統表同様に、各郡に一本が保管され、道の觀察府と内部に一本ずつ提出されたのであろう。なお、蔚山郡では屠漢のみの統表も作られているが、これがどの程度他地域でおこなわれていたのかは不明である。

屠漢戸籍が広く作られていたとするなら、次に、屠漢戸籍に記載された戸口は一般の戸籍・統表にも収録され、そこから抜粋されて屠漢戸籍が作成されたのか、それとも一般の戸籍・統表とは完全に別個に作られたものなのかという点が問題となろう。寶城・春川・蔚山各郡のいずれも屠漢戸籍ないし屠漢戸籍と僧籍しか残っていないため、直接に対照して確認することはできない。ただし、蔚山郡屠漢戸籍に記載された統戸番号及び統表が、この問題を考える上で参考となる。

蔚山郡屠漢戸籍には郡内の複数面複数里にわたる戸が収録されている。それらの戸は屠漢戸のみで十戸一統に作統され、各戸には連続する統番号・統内戸番号が記入されており、統表もそれに対応している。屠漢・僧でない戸の場合、面・洞里を単位に作統され、統番号・戸番号が与えられることを考えれば、蔚山郡では屠漢戸はほかの職業戸とは区別され、一般の戸籍・統表には収載されなかったとみるべきであろう。筆者の現在までの調査では、屠漢戸籍以外の新式戸籍に屠漢を職業とする戸主はみつかっておらず、他郡も同様であった可能性はある。

なお、前出『外各府郡公牒摘要』の光武二年の記事で、平安南道十三府郡の戸籍が脱戸漏口が多いとして差し戻されていることから推せば、一般に新式戸籍時期も戸籍に収録されるのは郡内戸口のすべてではなかったものと思われる。したがって、屠漢戸籍も屠牛を生業とする人々のすべてを把握していたかは疑問であり、また屠漢戸内の漏口もあつたらう。ただし、この点は屠漢戸籍作成の目的とも関わり、今後の検討課題となる。

おわりに

ここまで日本所在の二冊の屠漢戸籍を紹介するとともに、屠漢戸籍について若干の検討をおこなってきた。十九世紀末から二十世紀初にかけて、各郡では一般の戸籍・統表とともに、屠漢戸のみを収録した屠漢戸籍、及び僧のみ

を収録した僧籍を作成し、觀察府・内部に提出していた。戸口調査規則以前の旧式戸籍中に屠漢戸籍に相当するようなものはみつかつておらず、また、新式戸籍の中で、特定の職業のみの戸籍を別途作成する例は屠漢と僧に限られる。国家は戸籍制度の中で、屠漢と僧をほかの戸口とは別に把握しようとしていたのであり、屠漢戸籍の存在は新式戸籍自体の一つの大きな特徴ともいえよう。

しかしながら、屠漢戸籍の性格を考える上で、残されている課題も多い。まず、屠漢戸籍の作成に国家の意思が介在しているとするなら、国家が屠漢戸籍を作成させた理由が問われなくてはならないであろう。その理由を直接に示すような史料は今のところないが、関連して、金静美氏は光武二年に「白丁」の全道人口が別個集計されている点を、⁽²⁵⁾ 国家による庖津（庖厨、獣肉販売所）管理との関係にとらえている。⁽²⁶⁾ 傾聴すべき意見であり、今後、「庖津規則」以前の庖厨の様相を含め、屠漢の生業と国家の政策との関係について、関連史料の精査が必要である。

一方で、屠漢と僧のみが別個の戸籍に編成されたことは、かれらの国家的・社会的位置を何ほどか反映しているとも考えられる。一八九四年、甲午改革の中で「驛人倡優皮工」の「免賤」が定められた。⁽²⁷⁾ 従来、これによって屠漢・白丁などを含む賤民身分が法的には解放されたことが多くが、⁽²⁸⁾ 「驛人倡優皮工」、なかでも「皮工」が何を意味するのかは必ずしも自明ではない。⁽²⁹⁾ また、「驛人倡優皮工」、あるいは屠漢・白丁などが、一八九四年以前、いかなる意味で「賤」であったのかという点はほとんど解明されておらず、⁽³⁰⁾ したがって「免賤」のもつ歴史の意味も不明確である。かれらの甲午改革以前の身分的性格を僧侶を含め検討するなかで、屠漢戸籍や僧籍が作成されたことのもつ歴史の意味も明らかになってこよう。

屠漢戸籍は、こうした問題を考えていく上で、また直接には屠漢戸口の様態を検討する上での基礎的史料なのであり、現存冊数のとばしい屠漢戸籍中の二冊として、寶城郡屠漢戸籍大帳と春川郡屠漢戸口成冊のもつ史料的价值は高いという

べきであらう。

註

(1) 日本所在の朝鮮戸籍の概要については、武田幸男「学習院大学蔵朝鮮戸籍大帳の基礎的研究——19世紀・慶尚道鎮海県の戸籍大帳を通じて——」(学習院大学東洋文化研究所、一九八三年)二〇—二四ページ、同「学習院大学蔵の丹城県戸籍大帳とその意義」(同編『朝鮮後期の慶尚道丹城県における社会動態の研究』(一)) (学習院大学東洋文化研究所、一九九一年)二一—二二ページを参照されたい。なお日本所在朝鮮戸籍の目録解題が東洋文庫から近刊の予定である。

(2) 現存の冊名には、以下述べるように「屠漢戸籍大帳」「屠漢戸口成冊」「屠汗戸籍表」といった表記が用いられている。また、各種政府記録には「屠漢戸籍」「屠漢成冊」「屠籍」などとみえ、呼称は一定していない。「屠漢」という表現のもった差別的意味に留意しつつも、史料上の表記を重んじてここでは「屠漢戸籍」と称することにする。

(3) 姜萬吉「鮮初白丁考」(『申匠鎬博士回甲紀年論叢』一九六四年、同著『朝鮮時代商工業史研究』한길사、一九八四年に「王朝前期 白丁의 性格」と改題して収録)、浜中昇「高麗末期・朝鮮初期の禾尺・才人」(『朝鮮文化研究』四、一九九七年)、李俊九「朝鮮前期 白丁의 犯罪相斗 齊民化施策」(『大丘史學』五六、一九九八年)、同「朝鮮時代 白丁의 前身 楊水尺、才人、禾尺、韃靼」(『朝鮮史研究』九、二〇〇〇年)など。

(4) 朝鮮後期の白丁・皮匠・柳器匠については、以下の研究を参照されたい。李俊九「朝鮮後期 白丁의 存在様相」(『大丘史學』五三、一九九七年)、同「朝鮮後期慶尚道丹城地域の 白丁의 存在様相」(『朝鮮史研究』七、一九九八年)、同「조선봉기 編戸 白丁의 존재와 구성격」(『韓國中世史論叢』李樹健教授停年紀念)二〇〇〇年)、同「朝鮮後期 마을을 이루고 산고리백정의 存在様相」(『朝鮮史研究』十、二〇〇一年)、山内民博「19세기 慶尚道 安義県戸籍大帳에 기재된 柳器匠에 대하여」(『大東文化研究』四二、二〇〇三年)。

(5) 金俊亨「晋州地域衡平運動の 歴史的背景」衡平運動70周年紀年事業会編『衡平運動의 再認識』(솔솔판사、一九九三年。同書日本語版・辛基秀監訳『朝鮮の「身分」解放運動』部落解放研究所、一九九四年)四九—五〇ページなど。

(6) 田代和生「近世後期日朝貿易史研究序論」(『三田学会雑誌』七九—三三、一九八六年)、同「幕末期日朝私貿易と倭館貿易商人」(『速水融ほか編』『徳川社会からの展望』同文館出版、一九八九年)、塚田孝「アジアにおける良と賤」(『荒野泰典ほか編』『アジアのなかの日本史』1、東京大学出版会、一九九二年、同著『近世身分制と周縁社会』東京大学出版会、一九九七年に収録)、姜徳相「李氏朝鮮開港直後に於ける朝日貿易の展開」(『歴史学研究』二六五、一九六二年)など。

(7) 衡平運動については、池川英勝「朝鮮衡平社運動について」(『朝鮮学報』八三、一九七七年)、衡平運動70周年紀年事業会編前

- 掲『衡平運動の再認識』、金仲燮『衡平運動研究』(민영사、一九九四年)など、日本・韓国で多くの研究がある。
- (8) 金静美「十九世紀末・二十世紀初期における「白丁」(飯沼二郎・姜在彦編『近代朝鮮の社会と思想』未来社、一九八一年)、金俊享前掲「晋州地域衡平運動の歴史的背景」、金仲燮前掲『衡平運動研究』など。
- (9) 学習院大学図書館所蔵朝鮮戸籍、整理番号一三八。
- (10) 勅令第六十一号(建陽元年九月一日頒布・施行、『官報』第四百二十号、建陽元年九月四日付)。
- (11) 内部分第八号(建陽元年九月三日発令、『官報』第四百二十三号、建陽元年九月八日付)。
- (12) 新式戸籍の概要については、武田幸男前掲『学習院大学蔵朝鮮戸籍大帳の基礎的研究』一八〜二〇ページ、吉田光男「戸籍から見た二〇世紀初頭ソウルの「人」と「家」」(『朝鮮学報』一四七、一九九三年)二六〜二七、三七〜四五ページを参照されたい。
- (13) 光武七年(一九〇三年)十月に全羅北道淳昌郡が觀察府から受けた訓令には「府上・京上両件」の戸籍を提出するようにあり、光武九年三月には淳昌郡が同年度戸籍「府上・京上両件」を觀察府に送っている(『淳昌郡報告總騰』「光武七年十月二十日、觀察府呈第二百六十八號報告」、同「光武九年三月廿二日、觀察府呈第七百二十九號報告」、国史編纂委員会編『各司騰録』五三、一九九一年所収)。
- (14) 韓国戸籍成冊第五十八。
- (15) ただし、ある戸では、姓名等が記載されているのは男二(戸主・率子)・女一(妻)であるが、現存口数としては男二・女二と記されている。本文の数字は、前者をとっている。
- (16) 『蔚山郡屠汗戊戌戸籍表』光武二年、『蔚山郡屠汗戊戌戸籍統表』光武二年、『蔚山郡屠汗庚子戸籍表』光武四年、『蔚山郡屠汗庚子戸籍統表』光武四年、『蔚山郡辛丑屠汗戸籍表』光武五年、『蔚山郡辛丑屠汗戸籍統表』光武五年、『蔚山郡甲辰屠汗戸籍表』光武八年。奎一五〇二五一〜二七。蔚山の場合、戸籍表職業欄には「屠汗」と記されている。奎章閣には、このほか蔚山郡の新式の僧籍も所蔵されている。
- (17) ソウル大学校奎章閣所蔵、奎一八〇二二二。光武二年から光武十年に至る時期の、平安南北道・咸鏡南北道の四道、及び仁川港・東萊港・德源港・務安港・昌原港分の戸籍関係の訓令・報告類を内部版籍局で整理謄書したものである。表紙外題には「外各府郡公牒摘要 坤一」とあり、他道分の記録を載せた冊も元来はあったのであろう。なお、この史料については、金俊享「晋州地域衡平運動の歴史的背景」(前掲『衡平運動の再認識』)も触れている。
- (18) 『外各府郡公牒摘要』平安南道、光武二年五月十六日報告四十三号、光武二年五月十七日訓令。
- (19) 『外各府郡公牒摘要』平安北道、光武二年七月十五日訓令。六郡中二郡は僧籍もみえる。

(20) 『外各府郡公牒摘要』咸鏡南道、光武二年七月三十日報告三十七号。

(21) 『管下各郡府本年度戸籍表一百三十六件、統表十八件、僧徒案八件、共合一百六十二件……上送。』『外各府郡公牒摘要』咸鏡北道、光武二年七月十八日報告二十三号。

(22) 光武二年(一八九八年)二月二十六日付『独立新聞』雜報欄には、大韓全国の僧と白丁の人口がそれぞれ六千四百三十五口と二千六百口であることを伝える記事がある。金静美氏が述べているように、戸口調査に基づき集計された数字であろう(金静美前掲「十九世紀末・二十世紀初期における「白丁」(二五一ページ)」。なお、屠漢戸籍・僧籍の作成が通例であったと想定する場合、兩籍が作成されていない道・府郡のあることが問題となるが、さしあたりそれは屠漢として把握されるべき戸主や僧侶の存在の有無によると考えておきたい。

(23) ただし、提出原本を綴じたものではなく、各冊はほぼ同一人により謄書されている。

(24) そもそも旧式戸籍で屠漢という職役を記載している例が報告されていない。ただし、皮匠や柳器匠といった屠漢と関連の深いとみられる工匠は十九世紀にかけての旧式戸籍に散見され、屠牛に関わる人々が戸籍登載の対象外であったのかどうかについては、今後の検討が必要とされる。なお、『經國大典』には才人白丁の戸籍を作成することを定めた規定があるが(刑典、才白丁團聚條)、十六世紀から十八世紀初の現存戸籍史料では白丁は通常の戸籍に記載されている(李俊九前掲「조선 초기 編戶白丁의 존재와 구성」)。

(25) 前註22参照。

(26) 金静美前掲「十九世紀末・二十世紀初期における「白丁」(二五一～二五二ページ)。

(27) 『高宗實錄』三十一年七月初二日。

(28) たとえば、慎鏞廈『韓國近代社會史研究』(二志社、一九八七年)一二九ページなど。

(29) 金静美前掲「十九世紀末・二十世紀初期における「白丁」(二四九～二五〇ページ)、柳永益『東學農民蜂起와 甲午更張』(二潮閣、一九九八年)一四七～一五〇ページ。

(30) 関連して、山内民博前掲「19세기 慶尙道 安義県戸籍大帳에 기재된 柳器匠에 대하여」では、十九世紀の安義県の旧式戸籍大帳において、柳器匠戸が他の戸とは記載様式上区別され、下位に置かれていたことを述べている。

〔付記〕本稿は、二〇〇三年度新潟大学プロジェクト推進経費の助成を受けた研究成果の一部である。